

第13回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成16年9月11日(土) 13:30～17:00

●【開催場所】 田辺市 青少年研修センター 3F 大会議室

●【出席者】 委員14名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森正一、
西野稔治、森口佳樹、寄本勝美

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：真砂稔事務局長、川端清司事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長他2名

●【傍聴者】 一般3名

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意

(委員長)

今回は7月10日に開催し、この2カ月の間には台風や地震がありましたが、大きな被害もなく安心しています。

本日の議題の一点目は、今までの議論を踏まえた候補地の選定の手順について、二点目は候補地選定基準素案について、三点目は候補地選定基準に関し、広く紀南地域の住民の皆様にごスクリーニング項目についての意見を頂きたいと考えていますので、これに関しての検討です。多くの議題がありますが、よろしくお願いたします。

議事に入る前に、前回第12回検討委員会の議事録の確認をします。

(委員)

7頁の事務局の説明ですが「情報収集が早く出来ます」は「き」が余分だと思います。12頁の副委員長のところで「人出が入っていると」は「人手」ではないですか。13頁の副委員長の「点的」というのが理解しにくいのですが、点というのはポイントですか。

(事務局)

ポイントの意味です。

(副委員長)

8頁の「オオタカの巣は本当に希少なものです。」は「です。」ね。

(委員長)

指摘のあった誤字、言い回しなどの訂正をして下さい。

議題に入る前に前回の委員会で、一点目は熊野古道に代表されます「世界遺産の登録内容」について、二点目は想定される最終処分場について、三点目は地域森林計画の対象となる民有林の扱いについて指摘がありましたが、これらについて事務局から資料に基づき説明があります。

(事務局)

の世界遺産の登録内容についてです。「世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道」のリーフレットをお送りしました。それには、世界遺産登録された資産と熊野古道が示してあります。例えば海岸を走っている参詣道で、青色の点線が大辺路と言われる道ですが、部分的な実線

が世界遺産として登録されています。ですから「熊野古道」と呼ばれる道の全てが世界遺産に登録されたわけではありません。世界遺産登録された古道は片側50m、両側100mの緩衝地帯を設けています。また、資産の緩衝地帯は距離設定ではなくゆとりを持って設けています。

その例をプロジェクターで示します。これは本宮町の例ですが、真ん中が熊野本宮大社で近くに熊野川が流れています。この付近には熊野古道の中辺路ルートがあり、片側50mずつの緩衝地帯が設けられていて、世界遺産に登録されています。また、熊野本宮大社はその周りに若干ゆとりのある緩衝地帯を持って遺産に登録されています。世界遺産に登録されたこの地域は、ほとんどが吉野熊野国立公園地域内であったり、熊野川は河川法による河川区域、森林法に定める保安林であるとか、本宮町の景観保全条例などの法律等により保全されています。

熊野古道は京都・大阪を通り、田辺を経て本宮に至る中辺路ルートや海岸を通る大辺路ルートなどがありますが、その一部分が世界遺産に登録されています。残りの登録されていない古道についてはどうなのか、後に議論して頂きますが、今回紀伊山地の霊場と参詣道としての熊野古道の扱いは、以上のとおりです。

の想定される最終処分場ですが、基本は遮水機能を有し浸出水を処理施設で処理する管理型処分場です。埋立期間は15年を想定し、一般廃棄物が2万8千t、産業廃棄物が7千2百tの年間約2万8千tと覆土を併せて約50万m³を見込んでいます。この50万m³が入る地形を探しますが、面積としては約15～20haの土地が必要になると考えています。

の地域森林計画の対象となる民有林は、森林法に基づき県が定める地域森林計画、市町村が策定する森林整備計画などが策定されていますが、特に保全が必要な優良森林という指定がないために、スクリーニング項目としての設定は出来ません。しかし、個別に保全活動などの対象森林がある事も想定されるので、説明会や意見募集時には、森林組合など関係団体からの意見を募りたいと考えています。

(委員)

最終処分場には、クローズドシステム型もあるようですが、そんなシステムの検討はされているのかどうかという事と、浸出水は処理してそのまま放流するのか、処分場で再利用するのかどうか、教えて下さい。

(事務局)

最終処分場の形式としては、安定型・遮断型・管理型というのがあり、それぞれオープン型、あるいは屋根を付けて雨水対策を行うクローズドシステム型がありますが、一般的に屋根付のクローズド型の方が建設費用が掛かると言われています。

基本的には管理型最終処分場を目指しますが、オープンにするのかクローズドにするのかは、今後整備計画を検討する中で協議し、決めていきたいと考えています。

もう一点の浸出水の処理後の水をどうするのかについてですが、これも今後事業主体で協議する必要があります。そのまま放流するよりも処分場内で再利用することを基本に考えていきたいと思えます。

(委員長)

他になければ、補足説明の3点について了承ということにします。

次に議題に入ります。最初にこれまでの議論を踏まえた候補地選定の手順についての説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づいて説明します。

検討委員会の諮問内容は、一点目は紀南地域にふさわしい最終処分場の用地選定という事で、候補地選定基準の検討とその基準に基づいて選定された候補地群の提示をお願いしています。二点目は、委員会が提示した候補地群から事業主体が具体的に絞り込みを行う際の留意事項です。

これまでの議論を参考に、紀南地域全域から最終処分場の用地決定までの流れを図化しました。今年度委員会で検討頂く事項は、紀南地域からスクリーニング手法により候補地エリアを抽出し、そこから地図上で必要面積が確保できる谷を探していく方法についてです。これが候補地群の抽出となり、諮問事項の一つです。それからもう一つの諮問事項としては、事業主体が候補地群から用地決定をする際の留意事項を検討して頂く事です。

今回二次スクリーニングの項目の各市町村固有情報を収集しているうちに、地図の縮尺が異なっているなど、問題が生じてきたために、少し整理する必要がありますので説明します。

前回までは紀南地域全域から国又は県による規制地域の除外（一次スクリーニング）を行い、その上で市町村固有情報による地域の除外（二次スクリーニング）を行った候補地エリアから、更に三次スクリーニングとして市町村固有に関するポイント情報を市町村に照会し、情報を整理した段階で地図上に表わし、候補地群を選定しようと考えていました。しかし、市町村からのデータは、地図の精度がばらばらであったり、情報が揃わないなど整合性がなく、一律に地図上に色塗りをしていく事が不可能になりました。

このため、今回、候補地群の選定までの流れを少し変更させて頂きたいと考えています。一次スクリーニングは、国・県などによる法律や条例による規制で、これは前回と考え方は同じです。しかし、二次スクリーニングとしての市町村固有情報による地域の除外というのを、熊野古道など紀南地域の特性を考慮した地域の除外という事にしました。これによって得られた候補地エリアから候補地群の抽出として、必要面積が確保できる谷を探すわけですが、この時に市町村固有情報について、市町村個別に照会しチェックを掛けながら除外していきたいと考えています。

除外地域や地点に関する個別の項目は、資料2の5ページに記載しています。左側が前回までの除外地域・地点の項目で、右側が今回整理し直した除外地域・地点です。個別の変更点を言いますと、一次スクリーニングの中の史跡名勝天然記念物です。これは国や県指定文化財と重複しているので削除しました。

左側の二次スクリーニング項目で、市町村固有情報のうち右側に移行しているものがあります。これは市町村からの情報提供がなかったり、地図の縮尺が様々であったりで全市町村データの一律地図化が困難なために、第三段階の候補地群抽出の際に除外する項目としました。

左側の三次スクリーニング項目で、市町村固有情報として扱っていたもの、特に水道水源からの距離なども、紀南地域独自の項目とするため二次項目にしました。

地形も谷を探す際に必然的に考慮する重要な項目のため、あえてスクリーニング項目にしないことにしました。それと法令に関係するポイント情報ですが、実際ポイントであっても指定されている面積が小さいだけの事であり、実際スクリーニングするには、エリア情報と同等となるために、一次スクリーニングに統合する事にし、三次項目から除外しています。

(委員長)

これまでの議論を踏まえ、スクリーニング項目についての修正や候補地選定の手順を整理し直したという説明があり、資料の3頁、4頁にあるような手順で作業を進めたいという事

です。一次・二次スクリーニングの項目については、後ほど協議いたします。

(事務局)

続いて6頁の資料3をご覧ください。これが意見募集なども行う上で、候補地選定基準の素案になるものと考えています。先ほど整理した選定の流れになります。

まず紀南地域全域から、候補地として除外すべき地域の抽出を行います。また、候補地群の選定は、次の第三段階によって実施します。

一次スクリーニング、二次スクリーニングという二つの作業により候補地エリアが出ますが、更に第三段階として、その中から地形や最終処分場に必要な面積や容量を勘案しながら候補地群を抽出します。その際に市町村固有の情報などのうち、除外すべきと考えられる地域・地点を除外していきます。

それぞれのスクリーニング項目の中身については、7頁、8頁に記載しています。

7頁は前回までポイント情報として扱っていましたが、今回から新たにこちらに移行し掲載している項目もあります。例えば都市公園などは、都市地域の都市計画法、都市公園法で網羅されますので、ここに載せ変えています。削除し文化財に組み入れた史跡名勝天然記念物以外は前回までと同じ、防災・自然公園地域・自然環境保全地域・文化財保護・都市地域・農業地域・森林地域という分類で、一次スクリーニングとして除外対象にしたいと考えています。

8頁は、後ほど協議して頂く事項です。

紀南地域の特性を考慮した除外地域という項目で、防災面から「断層・活断層」、自然環境・水環境の保全から「湿地」「水道水源の取水地点」、文化財保護から「熊野古道と霊場」、その他で「主要道路」という項目をそれぞれ挙げています。

第三段階の市町村固有情報で除外すべき項目としては、防災上から「河川区域」「災害発生地」「地質」「地盤の液状化」を、自然環境の保全から「動植物生息地」や「市町村による保全地域」、文化財保護から「市町村指定文化財」、その他として「開発計画等がある地域」「病院・学校等の公共的施設」などが立地している地点を除外するということにしました。以上が、スクリーニングの各項目の詳細です。

一次スクリーニングの結果は、別紙地図1です。白地が候補地群としての対象地域であり、最終処分場に必要面積20haの大きさを参考に提示しています。

(委員長)

資料としては6頁、7頁に記載されています。候補地選定基準と第一次スクリーニングの各項目についてです。説明のように都市公園など、新しい項目も含まれていますので、意見を頂きたいと思います。

(委員)

都市公園というイメージが湧かないのですが、検討している紀南地域では、例えばどんな所ですか。

(事務局)

具体的には、田辺市の新庄総合公園や御坊市の運動公園などです。あるいは市街地のある程度の大きさのある公園などです。

(委員長)

手元に地図で第一次スクリーニングによる除外地域や各項目の凡例などがありますが、これらについてもどうですか。

(事務局)

地図2について、説明漏れがありましたので補足説明します。これも一次スクリーニングの結果を表わしています。

これが各項目別に色分けをしたものです。これを一色にしてまとめたのが、地図1になります。

(委員長)

それでは一次スクリーニングの各項目について、地図で表したらこんな結果になることを確認頂きます。

(副委員長)

前回にも一次スクリーニングとして、いろいろな地図が出ました。今回は二次スクリーニングについても、それぞれの基準に基づく地図が資料として出ています。一次スクリーニングの部分についても項目別の地図、特に前回まではポイント情報であったが、今回から一次スクリーニングに変えた項目、例えば都市公園や地すべり防止区域などは個別項目としての地図はあるのですか。

一次スクリーニングで規制区域はどうなっているのか、は非常に大事です。

(事務局)

それぞれ項目別の地図は、作成しています。

(委員長)

副委員長から指摘のあった地図は、今委員の皆さんが見ることができますか。

(委員)

前回の委員会で、コピーしたものがあつたのではないですか。

(副委員長)

前回の地図では地すべり防止区域などは、三次スクリーニング項目としていたので情報が別にありました。それが今回は一次スクリーニングに移したという説明があつたために、前回の地図のままではないはずですよ。

前回から持っている一次スクリーニングの地すべり防止区域に関する地図というのは、今後間違いになるから、注意しなければなりません。

(事務局)

今回の変更していない項目については、前回と同じ地図です。

ポイントの部分を組み込んだもの、ポイントの定義を併せたものを表わしたものが、今回資料として取り上げた地図になります。

(委員長)

それでは、次の議題に移ります。

次は二次スクリーニングですが、具体的な項目として表2があります。事務局から詳しく説明願います。

(事務局)

9頁の資料4をご覧ください。

どういう項目なのか先ほど説明しました。ある一定の距離の設定が必要になる項目がありますので、検討して頂きたいと考えています。

まず「熊野古道と霊場」という項目です。候補地エリアから除外する地域として以下の3地域を考えています。

一つ目は、紀伊山地の霊場と参詣道として世界遺産に登録された資産

二つ目は、世界遺産登録推薦書に示された資産の緩衝地帯

先ほど指摘事項の説明の際も、地図で見て頂きました。実際登録された資産の周りに市町村固有の条例で保護された地域を、世界遺産に登録された趣旨を尊重し、世界に誇る財産として保全する必要があります。このため除外地域にしたいと考えています。

三つ目は、県の教育委員会が昭和54～58年に実施した近世交通遺跡分布調査において、熊野参詣道として認められた道のうち、世界遺産登録された道を除いた歴史文化的価値を有する道と、その両側50mずつの地域です。熊野古道と呼ばれている道でも、今回世界遺産に登録されていない部分もありますが、これらについても除外地域として考えています。世界遺産に登録はされなかったが、歴史文化的価値があり保全することが望ましいものを、世界遺産に登録された参詣道の保全のために、市町村が制定している景観保全条例の考え方に準じ、道とその両側それぞれ50mずつを候補地から除外する地域とします。ただし、距離の設定はスクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、第三段階で候補地群を抽出する際には、個別の候補地につき再考慮の必要があると考えています。

地図で表わすと地図5になります。赤の部分が、世界遺産に登録された資産とその緩衝地帯であり、緑の線が登録外の熊野古道と両側50mずつの地域です。

次は「断層・活断層」です。旧国土庁が昭和51～63年に行った土地分類基本調査に示されている断層と、活断層研究会による「日本の活断層」に示された活断層の直上の地域を候補地エリアから除外する地域にします。ただし、地図上で断層や活断層の位置や幅を正確に把握するのは困難なために、二次スクリーニングの段階では不確定要素も含め、断層・活断層の両側それぞれ25mずつの幅で表示し、候補地エリアから除外します。これも候補地群を抽出する際に個別の候補地について断層・活断層の位置関係を考慮します。

地図で表わすと地図6になります。赤の線が判読されている断層で幅50mを除外しています。水色が活断層です。

三番目は「主要道路」です。県道、市町村道、農道、林道なども含み幅員5.5m以上の道路から2km以上離れた地域を除外地域とします。工事関係道路の整備や開発に伴う環境破壊などの事もあり、2kmの設定をしました。地図で表わすと地図7になります。

四番目は「水道水源の取水地点」という項目です。水道法に基づき認可を受けた水道水源の取水地点から、半径1km以内の地域を候補地から除外します。スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、第三段階の候補地群の抽出の際には個別の候補地について、取水状況、水源周辺の状況等の確認や水道管理者への照会が必要だと考えています。

市町村には水道水源保護条例を独自に制定している所もありますが、開発等を直接禁止するものでなく事前協議を求める内容であることから、検討委員会の基準として、水源からの距離による一律の除外を考えています。地図8になりますが、紀南地域にはこれだけ水源が点在しています。

この他、個別項目の検討には挙げていませんが、旧環境庁が実施しました調査で示されている「湿地」、主に河川地域ですが、多様な生物の生息地を保全するために今回候補地エリアからの除外地域としていきたいと考えています。地図9になります。

以上の5項目をスクリーニングしたものが地図3に相当し、白地が候補地となります。一次スクリーニングと二次スクリーニングの作業結果を合わせますと地図4になります。

資料4の二次スクリーニング項目については以上です。

(委員長)

「熊野古道と霊場」「断層・活断層」「主要道路」「水道水源の取水地点」「湿地」を含めた基準について説明がありましたが、今日の検討課題では、このテーマが非常に重要だと考

えています。「熊野古道と霊場」から紀南らしい基準・視点からどうなのか、委員さん方の意見を聞きたいと思っています。

(委員)

資料1では景観条例がいろいろと挙げられていますが、この条例に基づく具体的な道の幅が50mという規制ですね。

(事務局)

明文化されてはいません。世界遺産登録に際し周囲を保護するための条例がないと、登録出来ないということから、市町村が個別に条例を制定しましたが、いろんな規制が掛かるので、地元の方でもそれを嫌がる方もおられたために、調整の結果、示しています最低限の距離を50mとしたようです。

(委員長)

紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産として登録されました。登録された資産は当然除外するし、登録された資産の緩衝地帯も除外する。近世交通遺跡分布調査で熊野参詣道として認められた道のうち、歴史文化的価値を有するものも両側50mずつの地域を除外するという事です。また、個別に第三段階において検討することになっています。

(委員)

白地の部分については、とりあえず最終処分場を造っても良いという地域ですか。

(事務局)

言葉のニュアンスの違いがあります。色の塗った部分は法規制があったり、二次項目の趣旨から最終処分場を造るのにふさわしくない部分であり、それを除外した地域が白地の部分ということになります。

(委員)

候補地を絞り込むのは、この白い部分からということですね。

(委員)

熊野古道の緩衝地帯について、道の両側50mずつが除外地域になりますが、熊野古道を歩いていて景観上、山の向こうの方に処分場が見える、距離はあるが処分場があるということにもならないと思うので、項目を設定するべきだと思いますが、どうでしょうか。個々の問題によるものと思いますが、そんな項目も出来ないかという気がします。

(事務局)

世界遺産登録の段階で、ユネスコの方からそんな趣旨で県に対して要望があったようです。ただ一律に規制を掛けることには無理があったために、条例に関しては50mの規制をしています。もちろん検討委員会の考え方として、熊野古道から見える所に最終処分場はふさわしくないという考え方もありますが、現実的に指定が難しいこともあるので、最低限としての考え方を示しています。

ただ最終的に候補地となる谷を探す段階で、ふさわしくない項目については取り上げていきたいと考えています。

(委員長)

整理しますと、第二次スクリーニングの段階では道の両側50mについて最低限除外するけれども、第三段階の候補地を選んでいく段階では世界遺産の関係もあり、熊野古道から最終処分場が見えないことも考慮して、候補地を選んでいくということです。

(委員)

世界遺産の趣旨や方針とは少し反する意見かも知れませんが、前回の緩衝地帯の扱い方の

意見に関して、正のイメージで見られる最終処分場にしてもいいのではと思います。前回ではそういう意見もあったように思います。

山からの視界では、海までも見えるように思います。あまり厳密に候補地群を選考すれば、適地がなくなる心配もあります。最終処分場であっても、処分物の上に覆土をするわけだから、その上にきれいな林や森林を造っていくなど、景観的にも配慮すれば、あまり忌み嫌うものとしなくても良いと思います。

(委員)

管理型の最終処分場であって、高い煙突とかそういったものがなければ、山の中に造っても景観を壊すとかそういう心配はないと思います。

(事務局)

検討委員会では最終処分場について考えて頂いていますが、最終処分場が完成した後、仮に市町村などから、中間処理施設も併設したいという話が後に出てくる事も考えられます。

最終処分場であれば、覆土の上に森林化なども考えられますが、利便性を考えると埋立するのに破碎する付帯設備などが、併設される事も考えられます。

(委員)

今の説明で、中間処理施設が後で出来るかもしれないという事は、内容的に溶融施設などが検討されているという事ですか。

(事務局)

まだ具体的、現実的に話はありません。市町村による各ブロックごとの検討によりそんな話もあり得るという事です。

(委員長)

今の意見は大変重要ですが、委員会は最終処分場についての検討です。中間処理施設については、別個のことだと思います。

(委員)

最終処分場が完成すれば、自然公園などいろいろ美化が出来ると思います。ただ最初工事に掛かった時は、今までの工法だとかなりの面積を掘り起こすので、景観上なかなか無視出来ないこともあると思います。

(委員)

景観という話がありますが、処分場自体の影響というのもあるが、廃棄物を搬入するトラックなどが、熊野古道を歩いている人の横を走ったりする影響もあるのではないかと思いますので考慮して下さい。

(委員長)

熊野古道関連で他にないですか。

最終処分場の施設自体を、迷惑施設として位置づけをしたりする負の発想だけでなく、前向きな発想を持つことも大事だと思います。また、あえて熊野古道から見える場所に処分場を造るとか、古道を横切ってダンプが走るとかそういうことは出来るだけ止めようという意見もありますが、これは全委員さんの意見だと思います。

次に「断層・活断層」に移ります。

この点について、専門の委員さんがおられますので意見を頂きたいと思います。

(委員)

地図6に断層、活断層が示されています。これだけ分布していることが分かりますが、全てではありません。それと位置ですが、もともと断層が現れている地図はもっと粗いもの、

つまり20万分の1や5万分の1の地図などから落としているために位置が正確ではありません。そのために全ての断層が分かっていません。この二点について理解して下さい。不確定要素はありますが、一応ここでは基準として幅50mを除外していこうとしています。しかし、それだけでは全ての断層が分かるのでもなく、また位置も正確でないために、第三段階でもう一度見直しを行おうという事です。既存の断層の近くには、処分場を造らないようにしています。

それと地質について地形図に載っていますが、地図に現れていない断層もありますので、地質調査は出来ませんが、地質の判読を第三段階で行って欲しいと思います。そうすれば、断層・活断層についてある程度除外することが出来ると思います。文献だけの情報だけでは、なかなか全てを網羅出来ないと思います。

地図6の情報であっても、断層は基本的に線で現れていますが、切れている部分があります。これは確認出来なかったために、切れているものと思います。その部分が重要であり、個々に見る必要があります。

全体を捉えることが難しいために、より候補地を絞った段階で調べていくことが大事です。機械的に行うことは難しいために、第三段階で是非判読して頂きたいと思います。

(委員長)

断層・活断層について、何か意見はありませんか。

(委員)

断層について教えて頂きたいのですが、活断層は地震などの時に危険なのか、普段でも危険なのか、断層の上に処分場は造れないのかどうか。それともう一点地質調査ですが、こんな地質であれば最終処分場に適しているとか、ということがあるのかどうかという点です。

(委員)

断層と活断層の違いですが、別に活断層は目に見えて動いている訳ではありません。歴史上に動いたということから判断しています。断層も動いたために、ずれが生じて出来たものです。基本的には活断層というのは、繰り返し繰り返し動いているという歴史から判断しています。

断層が何故だめなのかと言うと、地質の弱点でもあるからです。地層が何らかの力を受けて変形した時に断層が出来たと言えます。そこに建物などがあった場合にずれが生じます。それからもう一つ大事なことは、基本的に断層は水の通り道でもあり、そこを通過して水が拡散します。断層があると力学的、構造的に弱いということです。断層はこういった観点や地質的にも弱いことから、避けるべきだと思います。

特にこういった地図上で現れている断層などは避けた方がいい。小さい断層はそこら辺りにたくさんあります。だから逆に言うと対象地域内に、地形である程度判読出来るものがあれば避けるべきです。ある程度候補地が絞られた段階でもう一度、地形図などから断層を判読することが重要です。

地質に関しては、基本的に山になっている所はあまり問題はないですが、川沿いの堆積層と地質情報にもある蛇紋岩になっている所や川の低湿地で液状化が起こり易い地域も避けた方が良くと思います。蛇紋岩は紀北にはありますが、紀南にはありません。

(委員)

水脈が一番問題だと思います。先ほどもクロードシステムの意見も出ていましたが、水脈の問題を解決すれば、システム選定ということもあまり意味がないように思いますが。

(委員長)

次に10頁の「主要道路」に関して、主要道路から2 km以上離れた地域を除外するという事ですが、何かありませんか。2 kmについて具体的な根拠、基準はあるのですか。

(事務局)

確たる根拠はありません。

考え方としては、1 km、3 kmという距離も考えられます。1 kmの設定であれば、想定する処分場の面積として約20haで300m×700m程度を考えているため、主要道路からの距離としては、面積的に苦しいのではないかという事、また3 km以上になれば、アクセス道路として直線3 km、また地形によっては倍程度の距離が必要な場合もあります。そんな時、工事により森を切り開く場合も予想され、環境破壊にもつながるために2 kmという設定にしました。

資料として1 km、3 kmを除外地域とした地図もあります。

2 kmが絶対ということではないので、委員会で十分検討して頂きたいと考えています。

(委員長)

開発に伴う環境破壊も勘案して、2 kmが妥当ではないかという事務局の提案です。

(委員)

提案しているのは、直線距離にして2 kmだと思います。厳密に候補地を選定する際に2 kmに気をつけて選定するのか、この図のとおりで選定するのか、どうですか。

(事務局)

この図のとおりで選定したいと考えています。スクリーニングとして機械的に作業を行いたいので、直線的に2 kmと考えています。

(委員長)

「主要道路」については、先ほどの「熊野古道」や「断層・活断層」と少し位置づけが違うように思います。先の2件は第三段階でも再度、調査検討しますが、この場合は機械的に一律直線距離で決めてしまうということです。このあたりについてもどうですか。

(副委員長)

問題が二つあります。一点は主要道路による除外の地図7を見ると、すさみ町や古座川町に白い円が繋がっている部分とポツンとある部分が見られます。これは機械的に作業を行っているために、山の中に入って急に道幅が広がると、適地候補地になった結果だと思えます。ただし、その場所に行くまでは道幅が狭いということです。ですから孤立した白地の円形の地域については、適地としてはおかしいと思えます。2 kmが良いのかどうかの議論ですが、孤立した円形については、除外地域として判断すべきです。

二点目は、主要道路という林道、農道を含んだ道幅が5.5mあれば主要道路になるということが、はっきりしません。和歌山県では2車線ではなく1.5車線があればいいとして、出来るだけ延長しようという方針です。これはある程度合理的なことだと思えます。ですから判断基準として5.5mよりも1.5車線の方が紀南地域らしさが出て良いのではという気もします。

(事務局)

白地として浮いている地域は2ヶ所です。地図を見れば、白地として繋がっていますが、道として繋がっていない地域が何箇所もあります。その扱いについても検討頂けたらと思っています。

二点目の道幅5.5mの件ですが、持っているデータとしては道幅が3.5m以上5.5m未満、5.5m以上というデータ区分でしか把握が出来ていません。県が推奨している1.5車線は、

道幅としては5 mになります。5 m以上の道幅になると一律に作業を行うデータを事務局としては持っていないのが現状です。

(副委員長)

途切れている道路を繋ごうとしますが、県の道路政策として1.5車線で整備しようとするから、道幅が5 mであって5.5 m以上の道路にはなりません。ですからすり合わせが難しいと思います。むしろ繋ごうとするのが1.5車線の道路です。

(事務局)

この道路データは、昨年10月頃の最新のデータです。県の1.5車線道路政策を始めたのも昨年からです。ですから県下全域で1.5車線道路で整備されている状況ではありません。基本的に道路を繋ぐ場合は、狭い道路を1.5車線に整備していくものと考えています。

(委員)

論点が少し理解出来ません。5.5 mあればいいとか、1.5車線あれば良いとかではなく、工事車両が入れるか入れないかという観点から決めれば良いと思いますが。

(事務局)

県が考えている1.5車線の5 mは、工事車両とかの大型車両はすれ違えない道幅です。大型車両と普通乗用車が、ぎりぎりすれ違えるのが5 mです。従来であれば7 mの設定になっていますが、和歌山県の方針としては、大型車と普通車がすれ違える道幅で、待避所を設け大型車同士であればそこですれ違うという事です。

(副委員長)

現実な観点から言うと、すさみ町の部分では要するに約4 kmの道路整備が必要な箇所です。白地の部分でも道路が途切れ途切れの所は、何とか道路整備でも2 km程度で済みます。だから道路が途切れ途切れであっても、白地の部分はある程度の道路整備は必要ですが、除外地域にしなくても良いのではないかと思います。

ただ、どの程度の道路整備が必要なのかという次の段階になった時に、5 mか5.5 mかという議論になると思います。基準としては5.5 mとする方がきれいな感じはしますが、現実的な問題で道路整備を行うと県の道路政策の1.5車線という制約があるので、5 mで整備することが十分考えられます。

(委員長)

整理すると主要道路についても、先ほどの「熊野古道」「断層・活断層」のように、候補地群が選定されて絞り込む過程において、道路整備などの個別情報を加味して、作業を行うという事になりますか。

副委員長の指摘もありますので、主要道路についても基本的には第三段階でも個別情報を加味する事にします。

続いて「水道水源の取水地点」について、検討願います。これも非常に重要な問題です。

(委員)

水は上から下に流れます。それを一律半径1 kmというのが納得出来ませんが。

(事務局)

もちろん川に関係するものですから、取水地点から下流は含まなくては良いのではという意見もありますが、機械的な作業で、上流というのをどういう範囲、角度で捉えるのかという事もあり、一律1 kmという提案をさせて頂きました。

(委員)

何の根拠で1 kmとしたのですか。住民感情とすれば、2 km、3 kmであれ上流に処分場

が出来ることが嫌だと思えます。1 kmであれば安全だという議論が成り立つのかどうか。

(事務局)

科学的な根拠があって、1 kmを設定したのではありません。2 km、3 kmと距離があっても同じ話になると思えます。逆に上流を全て除外すると、河川の流域という部分で色塗りされますので、対象地域がなくなってきます。日高川や富田川など谷の部分も含め山間地域が全て対象外となり、海岸地域だけが残ります。これも第三段階での個別の候補地について、現実的に上流は不適當など、その段階で判断を頂きたいと思っています。

海岸地域では、小さな川などで候補地の対象地域となる場合もありますが、自然公園地域であったり、法的な規制も掛かっている場合もあり、上流を全て除外すると候補地群がなくなってしまいます。上流を全て除外した状況で候補地が探せれば一番良いのですが、機械的に見れば少し無理な気がします。

(委員)

地図8で古座町の地域が白地が多いが、データが抜けているのではないですか。

(事務局)

古座町では、水道企業団が古座川から取水しています。古座町と那智勝浦町にはもう少し水道があるということなので、再度、町の方に確認します。

(委員長)

地図8 データは、いつ時点のものなのか。

(事務局)

前回の委員会終了後ですから、今年の8月のものです。

(委員長)

水道水源の問題については最低限の距離設定であり、第三段階において個別情報として十分加味して、水道管理者等への照会など、意見を聞きながら進めていくという事です。

1 kmの是非については、なかなか科学的根拠もないようですから、いろんな事例も考え併せて、距離を拡大しても限りがありませんから、むしろ候補地群が決まった段階で、より具体的な情報を加味する事が良いと思えます。

(委員)

水道水源の2 km、3 kmのシミュレーションはないのですか。

(事務局)

作業としては行いましたが、この場に持ち合わせていません。申し訳ございません。

(委員)

水源の取水地点に関しては、学術的な根拠もありません。例えば1 km以内というよりは、取水点から木の根のようにこんなに張り出しているというような地図は出来ないのですか。そうすれば、その地域には処分場が出来ないという事も言えます。

(事務局)

ここに各河川の流域界を示した地図があります。このように取水地点の上流を除外しますと、候補地エリアが海岸沿いだけになってしまいます。

【流域界地図を回覧】

参考までに、スクリーニング作業を行っている前例として、長野県があります。そこでもスクリーニングの段階では、取水地点から1 kmを除外地域として作業を行っています。もちろん1 kmの根拠もないようですし、科学的な根拠はないようです。

(委員)

最終処分場に持ち込まれる中間処理残渣は、湿ったものを予想します。メタンガスが発生して、景観よりもむしろ臭気などの心配をしますが。

(事務局)

管理型処分場は、もちろんガス抜き設備も設置します。処分する中間処理残渣について、焼却灰であるとか、ある程度中間処理されたものですが、悪臭などが発生しないような処理方法の活用をしていきたいと考えています。

(委員)

処分場から出る排水について、住民の方は心配されます。この点についてはどうですか。

(事務局)

管理型の処分場なので、浸出水は水処理施設により基準内に処理されます。その処理水を放流するのか、施設内で再利用するかについては、今後の整備計画の中で決めていきますので、今の段階では分かりません。

それと水道水源の件ですが、水道には上水道、簡易水道があります。この他専用水道とか、農業施設の営農飲雑用水や民家が何軒か集まって、谷水を水源にしている場所もあります。ここに提案しているのは、水道法で規定された上水道や簡易水道の取水点を示しています。ですから、委員長がまとめられたように、今後候補地群を選定する上で、第三段階でそういった個々の情報を加味しながら、進めていきたいと考えています。

(副委員長)

1 kmが適切かと言うと科学的な根拠はありません。ここでの考え方は先ほどの断層と同じく、まずどこに取水地点があるかという情報を我々が出来るだけ把握することです。その上で第三段階でその情報に照らし、処分場が上流にあったとして、下流側に影響が明らかに及ぶことがないかどうかをチェックするという事です。その時最初に使う情報は、どこに取水地点があるかという事です。

同じように断層の位置が、抽出した地点からどれくらい離れているのかを考えるのが第三段階です。

二次スクリーニング段階では、とりあえず除外するのを仮に1 kmにしましたということしか言えません。ただ情報はこれで終わりではなくて、1 kmでは不十分だと認識しているから第三段階で再度使うということになります。

最終処分場には排水基準が定められています。有害物質についての排出基準の考え方は、排水が10倍に薄まった時に、一般環境中でほぼ問題が無いレベルになるだろうということです。このため環境基準は、排出基準に対して1対10の関係で設定されています。

水道も原水水質基準があり、それも一般の有害物質に関しては環境基準と同じ数値を与えている事になっています。ただし、水道の原水を下流で取水する時には、上流に処分場のような施設がある場合には、最低10倍程度に希釈されていることを前提に、排水基準を定めています。10倍に薄まるかどうか検討することが技術的に必要になってきます。

ただし、それは処分場以外に施設がないという前提条件があつてのものです。処分場以外に何か有害物質を排出する可能性のある施設が同じ流域にあれば、その分も考慮する必要があります。また10倍というのは平均的な数値ですから、飲料水としてのリスクを考えれば、それ以上に希釈されるということも期待したいわけです。

単純に調整距離で仮に10 km離れていても、10倍に希釈するだけの水量を確保できないならばそれは不適地になったり、1 kmぎりぎりでも河川の流域が広がっていて、10倍以上十分に希釈を見込める地域も想定できます。

ですから、ここではとりあえず1kmの距離を設定したのであり、更に第三段階で詳細にチェックを掛けていくという考え方にはどうかと思います。

(委員長)

副委員長がまとめられましたが、何か意見がなければ、そのような方向で了承してよろしいですか。

では、以上で議題(2)の候補地選定基準についての について議論を終了します。

次の議題は、候補地選定基準の 、候補地群の抽出の流れについてで、第三段階の話になります。事務局の説明願います。

(事務局)

【プロジェクターによる説明】

今まで、見て頂いていた図は30万分の1ですが、これは2万5千分の1の地図です。

田辺市周辺になっていますが、会場内に貼っているものは地図10と同じものです。これを見ながら、第三段階の流れについて説明します。

これまで協議して頂いた第一次・第二次スクリーニング作業で、候補地エリアができます。候補地エリアは、地図では色の付いていない白地の部分です。これには等高線があるので、処分場の容量面積を考慮しながら、目で谷を探していきます。

流れとしては、一次スクリーニング、二次スクリーニング作業を行って候補地エリアが出てきます。この段階では2万5千分の1で、紀南全域43枚の地図が出来上がります。ここから実際の候補地群の抽出作業に入ります。まず一段階として、地図上での候補地群の選定です。等高線を目で見て施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探します。この際に「候補地群の抽出に際し除外する地域・地点」、つまり8頁表3のうち既知の情報である市町村指定の準用河川や指定文化財などの当該地域・地点を避けます。

次の段階では、個別の候補地の照会をします。抽出した候補地群について市町村に照会をし、現地確認を含め除外するものをチェックしてもらいます。この場合も8頁表3のうち市町村が独自に保有している災害発生地や市町村独自の保全地域、開発計画などこちらが一律に把握していない情報をチェックします。

それから、これまでの除外項目以外の要素に関するチェックということで、8頁表3以外の要素に関して、個別の候補地について委員会でチェックをし、必要に応じて候補地群から除外します。例えば水源の一律の距離設定や断層・活断層などの項目のように、個別に検討し、検討委員会として選定する候補地群を決定して頂きたいと考えています。

具体的に地図上で、どんな形になるかと言いますと次の12頁になるので、ご覧下さい。ピンク色の部分が一次・二次スクリーニングで除外された地域です。赤い線で囲った部分のように、白地の部分から等高線を目で見ながら谷を探します。

8頁表3の個別の項目との関係ですが、防災の観点から市町村指定の準用河川や災害発生地、地質や市町村固有の自然保全地域や文化財関係、希少動物の生息地、開発計画等がある地域や前回に議論頂いた病院・学校等の多数の人達が集まる施設など候補地としてふさわしくない地域を除外して選定します。

第三段階についての説明は以上です。

(委員長)

説明を受けたので、質問、意見はどうですか。

候補地群の抽出の流れについては、説明のような方法で行いたいとの事です。関連しますので、5頁、8頁の候補地群の抽出に際し、除外する地域・地点について意見があればどう

ぞ。

前回は議論しましたが、8頁表3の分類の「その他」に、病院・学校等の公共的施設という項目があります。どんなものがあつたのか確認したいと思います。

(事務局)

前回、意見を頂いたのは福祉施設、食品工場などです。

(委員)

工業団地の造成地みたいな所は、候補地の中には入らないのですか。

(事務局)

工業団地ですが、基本的には一次スクリーニングの中の都市地域で除外されるものがあると思います。またこの項目にもありますが、開発計画等がある地域で市町村が計画していれば、除外されます。

(委員長)

紀南地域として独自性とか、いかがですか。

(委員)

和歌山県も観光立県と言われていまして、出来たら観光業関係施設も除外する方が良いのではと思いますが。

(副委員長)

観光施設と言うと、具体的には何ですか。

(委員)

宿泊施設や行楽施設が地域に多くあります。最終処分場の造り方のイメージにもよりますが、例えば目障りになるような施設であれば、観光施設の近くにあれば困るので除外した方が良くと思います。前回でも緩衝地帯を積極的に活用したり広げたりするという意見もありました。しかし「熊野古道」と言いながら守るべく今まで何をやってきたのか、やっと古道の両側50mゾーンを作り、一部分だけの保全をして、その部分だけが天然林であって、後は植林した針葉樹林であれば、散策する人が喜ぶのかどうか。

管理型最終処分場も景観に合うような建物や施設にすれば、良くと思います。埋立地であっても、広葉樹林を植えて、広げて行くことも出来ます。少し広い観点に立てば見方が変わってくるように思います。

(副委員長)

一つは地形図上で候補地を探す段階では、何らかの施設がある地点は除外する訳ですね。この書き方だと病院・学校等の公共的施設が入ってしまうから除外するのか、それに近い部分であるから除外するのかがはっきりしません。何か温泉宿のような一軒屋でも建っている地域は、無条件に最初から除外されると思います。しかし、候補地から比較的近い場所に何らかの施設がある時に、どう判断するかです。学校にわざわざ隣接して処分場を造ることは、どう考えても納得は得られません。

難しいのは観光施設という言い方をした時に、観光施設の名所・旧跡は既にスクリーニングによって除外されていますし、宿泊施設がある所にわざわざ処分場は造らない。ただそこから、どれだけの距離を離れたら良いのかについては、必ずしも今議論がされていません。そのことが一点です。ですからよく考える必要があります。

それから水道水源の時は、第三段階で考慮するから仮にとりあえず1kmの距離設定で納得して下さいと言いましたが、この部分について、第三段階の基準に明確に書いているかと言うと、11頁の手順では下の3という枠の中に書かれていますが、8頁の表3では、必ず

しもそのことが明記されていません。

二次スクリーニングで拾わなくても、三次スクリーニングで扱う項目の扱いを8頁表3で明確にした方が良くと思います。

異なる二つの事を言いました。意見は分けて頂く方がいいと思います。

(委員長)

非常に重要な視点です。8頁の表3と11頁の抽出の流れと整合しないところもあるので、整理をしながら進める必要があります。

(事務局)

一点目の実際処分場を造ろうとしている土地の中に、病院・学校などがあれば対象地として除外するだけの意味なのか、近くにあれば除外するのかという事ですが、8頁の表と抽出の流れを示す11頁で考えているのは、探そうとしている地点にあれば除くという事です。その候補地点から、何百m離れているところに病院・学校などの施設があるという情報は、個別の候補地群の抽出の際に出てきますので、病院や学校からどの程度距離を置けば良いかを委員会で検討して頂きたいと思っています。

二点目の書き方の部分については、表に項目を掲げていくと、実際に地点を見て除外する方が良くなど、項目以外の情報が出た場合に扱いにくい部分もあります。このため8頁表3の欄外は、掲げる項目以外の要素についても総合的に勘案しといった、ぼやっとした書き方にしています。

(委員長)

事務局から、副委員長の指摘について説明がありました。

抽出の流れに書き込んだ部分、あるいは先ほど第二次スクリーニングで議論した熊野古道・水道水源なども8頁表3に書き込んだ方が良くなのか、それについてどうですか。

(副委員長)

水道水源の例のように、一つの地図に表わせれば候補地点からすぐ近くにあることが分かっている場合、水道水源との距離が一体どれくらいなのか、また想定される希釈倍率がどの程度なのか、それは集水面積がどうかということにもなりますが、出来るだけ地図上で明確に記載し、チェック出来るものはチェックしていく姿勢が大事だと思います。

また同じ地図の範囲で、候補地点と隣接して病院などがあれば何km離れているのかも明記する必要があります。

何に注意するのも書いた方が良くし、記載事項をどう解り易く記載するかが大事です。出来るだけ詳細に記載して、チェックしていく必要があります。

(委員)

住民説明については、どの段階ですか。

また、地元住民との約束事や協定など、社会条件も考慮する必要があると思います。社会的条件も除外項目として入れるのかどうか。また紀南地域にはそういった事例があるのかどうか。

(委員長)

大変重要なことです。候補地群の抽出の際に、その地域の社会的条件などを加味していくのかどうか、またこの地域においてそういった事例があるのかどうか。

(事務局)

6頁の資料3に、最終処分場の候補地群の選定方法を図化しています。候補地エリアを選定した段階で、後に説明します住民意見の募集を考えています。また、住民説明会は候補地

群が抽出された段階で行いたいと考えています。

なお、地元や地域との約束事や協定がないかどうかについては、候補地群選定の前に市町村に照会を掛けたいと思っています。

(委員長)

今日は市町村の方も傍聴されていますので、どなたか地元との約束事、協定があれば教えて頂きたいのですが。

(行政関係者)

私の地域では、地元とは廃棄物の処理施設に関して、何年間設置稼動しても良い、という約束事があります。

(委員)

検討委員会においては、協定など把握しきれないと思います。

(委員長)

地元との約束事や協定について、個々に把握出来ませんし、どんな条件を加味すれば良いのかも、なかなか難しい問題ですが、選定基準の策定においては重要な課題です。

(委員)

候補地群の選定の段階では、住民は本気になりません。実際に用地選定の話が出た時に、住民は関心を持ってきます。ですから今から配慮が必要だと思います。他の地域で、計画変更した事例もあるので、注意して欲しいという程度です。

また、住民説明会の時は、今回のケースはどうか分かりませんが、周辺に整備されるであろう建設的な計画などもセットで説明することが、同意を得られやすいことも事実です。

候補地群から候補地を絞り込む過程が大事です。

(委員長)

貴重な意見です。

まとめたいと思います。選定基準について8頁の表3のように整理する事でどうですか。

(委員)

表3の項目についても、距離を示してはどうですか。

(事務局)

表3については、現地確認などが必要な項目と考えていますので、地図の範囲で示す方が好ましい気がします。ですから選定した処分場の候補地から半径何kmかの線を引くことを考えています。

(委員長)

この辺にとどめて、次の議題(3)候補地選定基準に関する意見募集についての議論に入りたいと思いますので、事務局から説明願います。

(事務局)

資料6、13頁です。

前回の委員会でも説明しましたが、一次スクリーニングが終わった段階で、今までの経過や今後の方向性について、住民の方にお知らせします。

今回、一次スクリーニングと紀南地域の特性を考慮した項目としての二次スクリーニングが一応終了したために、それぞれの項目や内容についての意見を住民の方々から頂く事にしました。

まず意見募集の対象は、候補地選定の方針と基準、スクリーニング項目や候補地群の抽出に際し除外する項目です。

提示する資料としては、候補地群選定基準の補足説明資料と一次、二次スクリーニングで得られた候補地エリアの地図を考えています。

募集期間は、この委員会です承を得た後、約3週間で予定しています。

応募の資格については、前回の答申の際は、紀南地域に住んでいる方や勤務者に限定しましたが、今回は特に設けません。

基準案や参考資料については、協議会事務局、地域内の商工会議所や商工会、市町村役場、各保健所としています。また協議会のホームページでも見ることが出来ます。

意見の様式は特に定めませんが、住所・電話番号・氏名・年齢・職業を明記し、意見を記述して頂くようになっています。

提出先は、協議会事務局で、意見に対する個別回答は行いません。意見を取りまとめ、ホームページで報告したいと考えています。また電話での意見は受け付けず、年齢・職業と意見は原則公開します。候補地群が選定された段階で、再度住民説明会や意見募集を実施したいと考えています。

(委員長)

事務局から、紀南地域にふさわしい最終処分場の候補地選定基準に関する意見募集についての説明がありましたが、これに関して何か意見や質問はありませんか。

(委員)

前回の住民意見は少なかったと聞いています。ですから、いついつから住民意見を募集しますという予告期間が必要ではないかと思しますので、検討して下さい。

(委員)

そのことに関して、PRの仕方が大事だと思います。また、資料の説明は協議会で対応して欲しいと思います。

(委員)

住民が意見を提出することは、少ないのではないですか。

(委員)

意見募集については、商工会の婦人部などの方にも意見を求めたりすることも必要ではないですか。それと資料6の提示する資料の中で、想定される最終処分場のイメージというのを「安心して安全な処分場」とした方が、意見が出易いと思います。

一般の方が意見を提出し易いような工夫が必要だと思います。

(委員)

住民説明会の時には、住民の関心を呼ぶような講演会などとセットして考えてはどうですか。

(事務局)

前回の意見募集が少なかったことも考慮し、出来るだけ多くの方から意見が頂けるように協議会の連絡調整会議などを通じて各市町村の担当者、産業関係者に周知させていくことも考えています。

(委員)

愛知県の犬山市の例は、産業廃棄物処分場の建設にあたり、住民との合意が成功した事例です。そこは何事もオープンにし、地元住民が場内にいつでも自由に入れるように、事業所の鍵を預けているということです。そこまで徹底した情報公開を行っています。これは、地元住民の不安感を取り除くだけでなく、処分場内に異常があれば早期発見にもなります。

(副委員長)

情報を公開することは、意義があります。

候補地選定基準に関して、各地域ではどう考えているのかを知る必要もあるために、市町村長や担当課、各関係団体に意見を聞いて欲しいと思います。また、先進事例の長野県にも意見を求めています。

(委員長)

いろいろと意見が出されました。

候補地の選定基準に関して、選定の方針や基準はこれで良いのかどうか、スクリーニングの項目についてはどうか、候補地群の抽出に際し除外する項目は他にないのかどうか、について広く住民の方に意見を求めることは、情報公開からも非常に大きな意味があります。

住民の方に意見を求める際には、必要な項目を載せるべきであって、それを地図に提示して照合してもらうことが重要です。

意見募集の資料については、副委員長と事務局と私で、協議して決めたいと考えています。この内容については、公募期間前に各委員さんに連絡しますので、よろしくをお願いします。また、出来るだけ多くの住民の皆さんから、意見が頂けるように配慮することを、事務局にお願いします。

(4)のその他について、事務局から何も無いようですので、次回の検討委員会の開催について事務局から提案して下さい。

(事務局)

次回の日程ですが、今日の委員会の検討事項を踏まえて、候補地選定基準に関する意見募集を考えています。募集期間と意見の集約などが必要になりますので、次回の委員会を11月の中旬と考えています。委員長と相談しながら決めますので、日程が確定次第お知らせします。

(委員長)

次回の委員会は11月中旬の予定として、また事務局から知らせがあると思います。

今回は、意見募集の結果報告や対応の検討、候補地群の抽出作業の進捗状況の報告や留意事項の検討にも入りたいと考えています。

本日は長時間にわたり、協議検討して頂きありがとうございました。